

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表備考第11を次のように改める。

11 冷暖房設備を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 国分体育館（会議室を除く。）

ア 1階 全面 1時間につき1,500円

イ 1階 半面 1時間につき750円

ウ 2階 全面 1時間につき900円

エ 2階 半面 1時間につき450円

(2) 牧園アリーナ（会議室及びトレーニング室を除く。） 1時間につき10,500円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

国分体育館内に新たに冷暖房設備を設置することに伴い、その使用料を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。